議員提出議案第１６号

守谷市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり，守谷市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

平成２７年１２月７日　提　出

守谷市議会
議長　　松　丸　修　久　様

提出者　議会運営委員会
委員長　又　耒　成　人

平成　　年　　月　　日原案　　決

守谷市議会基本条例の一部を改正する条例

守谷市議会基本条例（平成２５年守谷市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１２条」を「第１２条の２」に，「委員会（第１４条）」を「議会運営（第１４条・第１４条の２）」に改める。

第４章中第１２条の次に次の１条を加える。

（市長の専決処分事項の指定）

第１２条の２　法１８０条第１項の規定による専決処分にすることができる事項の指定については，議決権限の重要性を踏まえつつ，迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し，議決するものとする。

「第６章　委員会」を「第６章　議会運営」に改める。

第６章中第１４条を第１４条の２とし，第６章中同条の前に次の１条を加える。

（通年議会）

第１４条　議会は，定例会の回数を年１回とし，会期を通年とする。ただし，議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは，この限りでない。

２　通年議会の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の守谷市議会基本条例第１４条の規定は，平成２８年３月１日以降に招集される定例会について適用し，同日前に招集される議会については，なお従前の例による。

（守谷市議会定例会の回数を定める条例の廃止）

３　守谷市議会定例会の回数を定める条例（昭和３１年守谷町条例第３４号）は，廃止する。

提案理由（議員提出議案第１６号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，議会として行政活動を継続して監視することで，議会機能の更なる強化を図るとともに，緊急時において迅速に対応できる体制を整えるため，議会の会期を通年とするものです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

参考資料

守谷市議会基本条例新旧対照表

改　　正	現　　行
目次 第４章　市長等と議会の関係（第９条－第１２条の２） 第６章　議会運営（第１４条・第１４条の２） （市長の専決処分事項の指定） 第１２条の２　法１８０条第１項の規定による専決処分にすることができる事項の指定については，議決権限の重要性を踏まえつつ，迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し，議決するものとする。 第６章　議会運営 （通年議会） 第１４条　議会は，定例会の回数を年１回とし，会期を通年とする。ただし，議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは，この限りでない。 ２　通年議会の実施に関し必要な事項は，別に定める。 （委員会） 第１４条の２　（略）	目次 第４章　市長等と議会の関係（第９条－１２条） 第６章　委員会（第１４条） （新設） 第６章　委員会 （新設） （委員会） 第１４条　（略）

参考資料

守谷市議会告示第　号

守谷市議会通年議会実施要綱を次のように定める。

平成２７年　月　　日

守谷市議会議長　松　丸　修　久

守谷市議会通年議会実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は，守谷市議会基本条例（平成２５年守谷市条例第２８号）第１４条に規定する通年議会の実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

（会期）

第２条　定例会の会期（以下「会期」という。）は，毎年３月から翌年２月末日までとする。ただし，解散又は議員が全てなくなった後に最初に招集された定例会の会期は，当該招集された日から同日後の最初の２月末日までとする。

（会議）

第３条　定例会の会議は，３月（前条ただし書に該当する場合は，その招集された日）に開会し，６月，９月及び１２月に再開する。

２　前項の規定にかかわらず，議案審査等のために必要がある場合は，定例会の会議を再開する時期を変更することができる。

３　市長は，議長に対し，会議に付議すべき事件を示し，会議の再開を請求することができる。

４　議長は，前項の請求があったときは，原則として請求のあった日の翌日から起算して７日以内に，会議を再開しなければならない。

５　議員は，議長に対し，会議に付議すべき事件を示し，会議の再開を請求することができる。ただし，当該請求をするに当たっては，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１１２条第２項に規定する賛成する者の数の要件を満たさなければならない。

６　議長は，前項の請求があったときは，原則として請求のあった日の翌日から起算して７日以内に，会議を再開することについて議会運営委員会に諮るものとする。

７　議長は，会議を開会又は再開するときは，原則として開会又は再開する日の７日前までに，議員に当該日を通知するものとする。

（定例会及び会議の呼称）

第４条　定例会及び会議の呼称は，別表に定めるところによる。

（議案等の番号）

第５条　議案等の番号は，年ごとに，その種別に応じ，一連の番号を付けるものとする。

（会議の期間）

第６条　会議の期間(以下「会議期間」という。)は，当該会議の初めに議決で定めるものとする。

２　会議期間は，議決により変更することができる。

（一般質問）

第７条　一般質問は，３月，６月，９月及び１２月の定例月の会議において行うものとする。

（所管事務調査）

第８条　委員会は，必要な手続きを経て，会期中いつでも所管事務調査を行うことができる。ただし，会議期間中は，付託された議案等の審査を優先しなければならない。

（会議録）

第９条　会議録は，会議ごとに調製するものとする。

（その他）

第１０条　この告示を改正するとき及びこの告示に定めのない事項については，事前に市長と議会が協議を行うものとする。

附　則

この告示は，公示の日から施行し，平成２８年守谷市議会定例会から適用する。

別表（第４条関係）

区　　分		呼　　称
定例会		年守谷市議会定例会
会議	第３条第１項に規定する会議（第３条第２項の規定により時期を変更する場合を含む。）	年守谷市議会　月定例月議会
	上記以外の会議	年守谷市議会　月臨時議会

参考資料
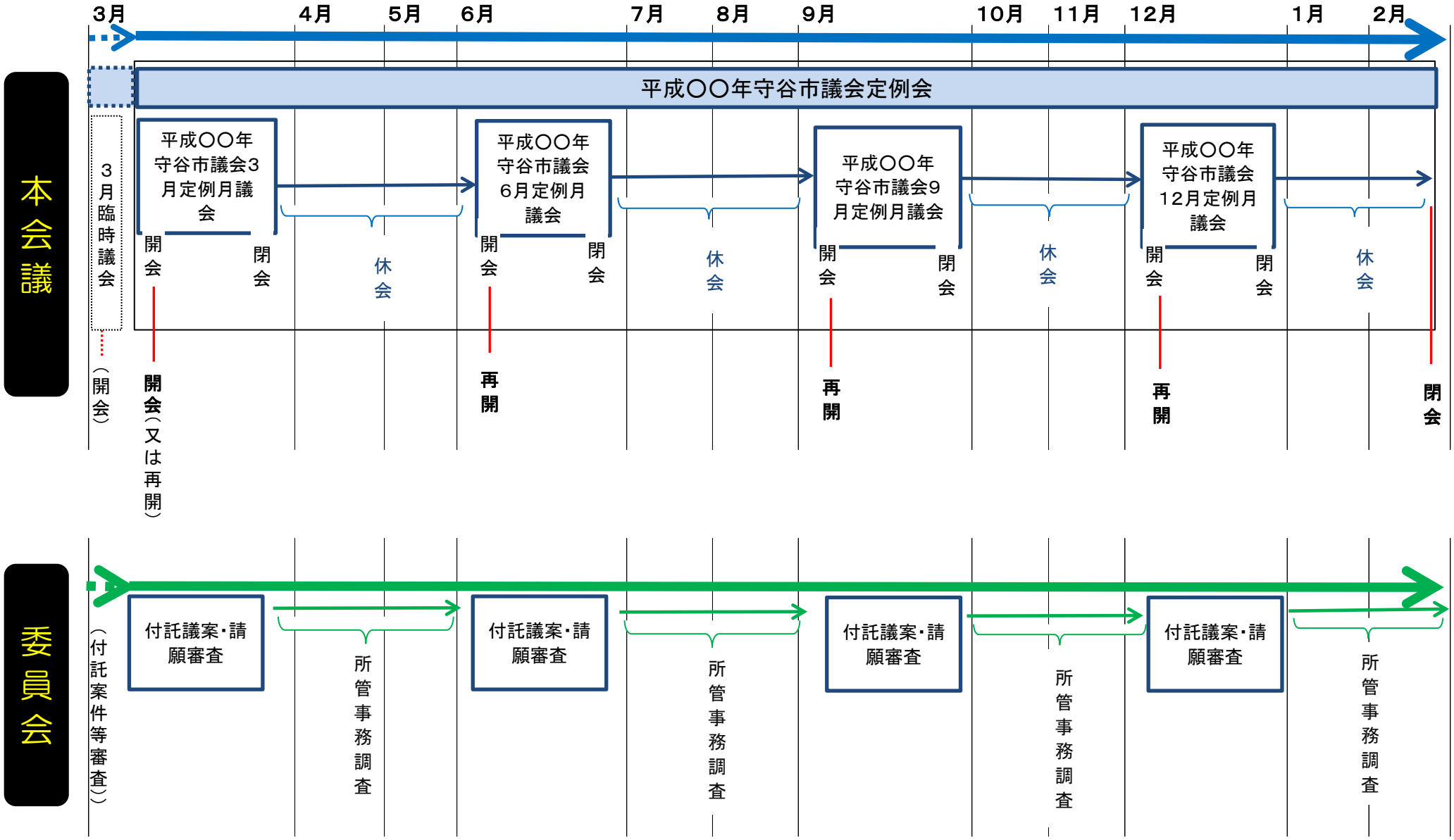
通年議会における定例会開催イメージ